

平成31年度 館山市立学童クラブ入所のご案内

【目次】

1	学童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	公設学童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	市内の学童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4	学童クラブの基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
5	学童クラブに入所できる要件・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
6	利用コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7	入所申込から決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
8	申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
9	利用料の納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
10	利用料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
11	入所後のお手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

2018. 11 改訂版

申込受付場所

館山市 教育委員会 こども課 0470-22-3496

〒294-8601 館山市北条 1145-1

通常受付時間：8：30～17：00

（土日祝日・年末年始除く）

ホームページ <http://www.city.tateyama.chiba.jp/kodomo/page009929.html>



・本書の内容
・様式ダウンロード

【平成31年度4月入所一次申込受付】※一次申込は毎日利用のみ

平成30年12月10日（月）～12月25日（火）平日8時30分～17時

12月13日と20日の木曜日は19時まで。休日受付：12月16日（日）10時～15時

【平成31年度4月入所二次申込受付】

平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）平日8時30分～17時

1 学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図る事業です。

2 公設学童クラブについて

平成27年4月より、7つの学童クラブが公設としてスタートしました。

公設学童クラブでは、入所の申込み受け付けや審査、及び利用料の徴収は市が行い、運営は民間事業者が担います。

3 市内の学童クラブ一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	定 員
船形学童クラブ	船形405-2 (船形小学校内)	0470-27-5344	30人
那古学童クラブ	那古325 (那古小学校内)	0470-27-3434	50人
北条学童クラブ	北条456 (北条小学校内)	0470-24-5655 (第一) 0470-23-7565 (第二)	130人
館山学童クラブ	館山317 (館山小学校内)	0470-23-4616	60人
豊房学童クラブ	大戸255	0470-24-1868	30人
館野学童クラブ	山本1028 (館野小学校内)	0470-24-2988	35人
九重学童クラブ	菌268-1 (九重地区公民館内)	0470-20-3733	20人
神戸学童クラブ	佐野2070 (房南小学校内)	080-1219-3941	※

※ 神戸学童クラブは保護者会で運営されている民間の学童クラブです。入所の申込方法については、直接神戸学童クラブへお問い合わせください。

4 学童クラブの基本情報

開所日 祝日を除く月～金曜日(行事振替休業日も開所)・毎月第4土曜日(原則)
※12月29日から1月3日までの年末年始は除く

利用時間

通常利用時間：平日／放課後～午後6時、学校休業日／午前8時～午後6時、

延長利用時間：午後6時～午後6時30分

学校休業日／午前7時30分～午前8時

※ 延長利用は利用の申込みをしている人のみが対象です。

5 学童クラブに入所できる要件

学童クラブに入所できる児童は、市内の小学校に通う児童のうち、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 保護者が働いている場合
- (2) 保護者が求職活動や起業準備をしている場合
- (3) 保護者が学校(職業訓練校等を含む)に通っている場合
- (4) 母親が妊娠中又は出産後間もない場合(出産予定月とその前後2ヵ月)
- (5) 保護者が疾病又は心身の障害を有している場合
- (6) 家庭に、疾病又は心身に障害のある人がいるため、保護者が長期にわたり
看護・介護・付添等にあたっている場合
- (7) 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- (8) 前各号に類する状態にあると市長が認める場合

6 利用コース

優先順位

毎日利用

V

夏休み利用

V

一日利用

毎日利用

毎日利用するコース

- 利用料金：月額10,000円（8月のみ15,000円）
- 延長利用料：朝...4,7,12,1,3月 月額500円
8月 月額2,000円
夕方...18時～18時15分 月額1,000円
18時～18時30分 月額2,000円
迎え時間に遅れた場合...15分毎100円
- 入所期間：入所日から当該年度末まで
産前産後は出産予定月とその前後2ヶ月
求職による入所は入所月から又は退職月の翌月から3か月
- 入所申込期限：4月入所は12月25日まで
年度途中入所は入所月の前月15日まで（育休復帰の場合、
復帰に伴う入所月の2ヶ月前に申込可能）

夏休み利用

夏休み期間中に、
毎日利用するコース

- 利用料金：20,000円
- 延長利用料：朝...2,500円
夕方...18時～18時15分1,300円
18時～18時30分2,600円
- 入所期間：夏季休業期間中
- 入所申込期限：6月15日

一日利用

一日を単位として
利用するコース

- 利用料金：授業日/日額1,000円
学校休業日/日額1,600円
- 延長利用料：夕方...15分毎100円
- 入所期間：入所月の末日まで
①利用月ごとに申込みが必要です。
- 入所申込期限：4月入所は2月15日まで
年度途中入所は入所月の前月15日まで（原則）
- 利用における注意点：
 - ・原則1週間前までに利用日をクラブへ連絡する必要があります。
 - ・利用のキャンセルは前日までのご連絡の場合は利用料負担としません。当日になっての利用のキャンセルは利用料負担とします。

7 入所申込から決定までの流れ

入所申込

- ・ 館山市役所こども課へ締切日までに書類を提出してください。
- ・ 入所の申込は学童クラブでは受け付けておりませんので、ご注意ください。
- ・ 申込みには、入所申込書と児童票と保育の必要性を証明する書類が必要です。

4月入所の1次申込受付（毎日利用のみ）

期間：12月10日（月）～12月25日（火）（期限厳守）

時間：8時30分から17時まで

12月13日と20日の木曜日は19時まで、12月16日（日）は10時から15時まで休日受付。

場所：館山市役所こども課

※年度途中の入所申込は、「6 利用コース」の項目をご覧ください。

2次申込受付は2月1日～2月15日の平日8時30分から17時まで

入所審査

- ・ 提出書類に不明な点がある場合は、電話などで確認します。
- ・ 希望利用区分や保育が必要な理由、及びご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し、入所児童を決定します。

通知

- ・ 入所が決定した場合には入所決定通知を、定員以上に申込みがあり入所できない場合には入所審査決定通知書を送付します。
- ※ 4月入所の1次申込の決定は1月下旬を予定しています。

入所許可の場合

- 指導員との面接をします。（初めて学童クラブを利用する児童のみが対象です。）
- 入所が決定した学童クラブへ連絡をし、面接の日程を調整してください。
- 入所後に必要な持ち物や活動内容など具体的な説明は面接時に受けてください。

入所不許可の場合

- 毎日利用での申込みの場合のみ、翌月以降も審査を行います。
- 入所が可能となった時点でこども課からご連絡します。入所の必要がなくなった場合には、申込みの取下げをお願いします。

8 申込みに必要な書類

(1) すべての人が提出する書類

- 学童クラブ入所申込書
- 児童票
- 保育の必要性を証明する書類（保護者の状況により必要な書類が変わります。）
 - ・ 父母の書類（父・母 各1枚）
 - ・ 同居している70歳未満の同居者の書類

※ 住民票上別世帯となっても、同一敷地内にお住まいの方は同居者とみなします。

※ 実際には別居をしている場合でも、住民票上同一住所の場合には同居者とみなします。

書類 状況	就労証明書	申立書	診断書 (※)	障害者手帳(写) 療育手帳(写) 介護保険証(写)	罹災証明書	母子手帳	入学許可証 在学証明書
就労	○						
求職活動	なし						
就学							○
妊娠・出産						○	
疾病・障害		○	○	○			
			どちらか1通				
介護・看護		○	○	○			
			どちらか1通				
災害復旧					○		

- ◆ 診断書は、病名の他にお子さんを保育できない期間や内容が記載されている必要があります。
- ◆ 家庭の状況により上記に記載のない書類の提出を求められることがあります。
- ◆ 証明書類の提出が無い場合には、入所審査時に求職中と同様の扱いとします。
- ◆ 父母以外の同居者（70歳未満）の証明書類の提出が無い場合には入所審査時に優先順位が下がります。

(2) 状況により提出する書類

- 利用料減免申請書
利用料の減免については「10 利用料の減免」を参照してください。

9 利用料の納付方法

① 納付方法と納付期限

	口座振替	納入通知書	納付期限
毎日利用	○	△	利用月の末日
夏休み利用	×	○	8月の末日
一日利用	×	○	利用月の翌月末

- ◆毎日利用の利用料の納付は、原則として金融機関での口座振替です。下記②の手続きを行ってください。
- ◆月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日が納付期限となります。
- ◆毎日利用者及び夏休み利用者が延長利用を申し込んだ場合は、延長分の利用料負担となります。

② 口座振替の手続き

毎日利用の入所が決定した場合には、入所決定通知書とともに口座振替依頼書を送付しますので、必要事項をご記入の上、下記のいずれかの金融機関にお申込みください。

千葉銀行・京葉銀行・館山信用金庫・千葉興業銀行・三井住友銀行・
中央労働金庫・君津信用組・安房農業協同組合・千葉県信漁連

お手続き後、口座振替が開始されるまで1~2ヶ月ほどかかります。口座振替が開始されるまでの間は、納入通知書によりお支払いください。

③ 利用料を滞納した場合

- 納期限を過ぎた場合には、過ぎた日数に応じた遅延損害金を徴収します。
- 正当な理由がなく滞納した場合は、入所の許可を取り消すことがあります。
- 納付期限までのお支払いが困難な場合は、納付の相談を受け付けておりますので、お早めにこども課までご相談ください。

10 利用料の減免

次のような場合は、申請により利用料が減免されます。

申請がない場合、減免は適用されません。遡っての減免はできませんのでご注意ください。

<減免内容>

利用 時間区分	状況	生活保護受給世帯	入所児童が2人以上いる世帯 (兄弟入所)
午前8時～午後6時まで		無料	2人目⇒半額 3人目以降⇒ 無料
延長利用時間		無料	減免なし
必要添付書類		生活保護受給証明書	なし

※ 一日利用の場合は、利用コースの異なる兄弟間では適用されません。

※ 兄弟の数は、入所児童で最も年齢が低い児童を1人目、2番目に年齢が低い児童を2人目と、年齢が低い方から数えます。

※ 一日利用で申込む場合、利用月ごとに利用料減免申請書の提出が必要です。

11 入所後のお手続き

入所後に世帯状況等に変化があった場合や、学童クラブの利用方法を変更したい場合は、所定の手続きが必要ですのでこども課にご連絡ください。

